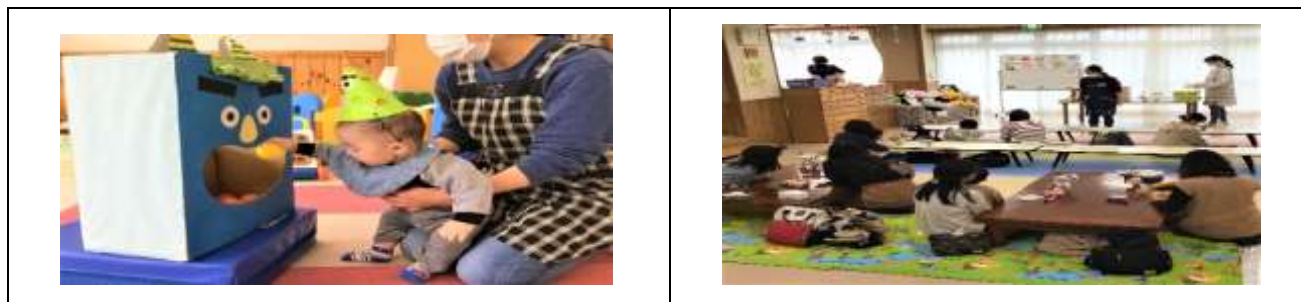


福祉サービス第三者評価の結果

令和3年6月10日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	弘前乳児院	種 別	乳児院		
代表者氏名 (管理者)	院長 宮崎 春子	開 設 年月日	昭和 37 年 12 月 1 日		
設置主体 (法人名称)	社会福祉法人弘前乳児院	定 員	12 名	利用人数	4 名
所在地	〒036-8183 青森県弘前市品川町 1 5 2 番地				
連絡先電話	0172-35-2155	F A X 電話	0172-31-5252		
ホームページアドレス	http://hirosaki-nyuujiin.jp/				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	(受審履歴)			
	2 回	平成 26 年度、平成 29 年度			

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p>【法人の運営理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、子どもたちの生命（いのち）を守り、健やかなる心身の発達に向け職員一丸となり支援します。 2. 私たちは、一人ひとりがその子らしく生きてゆけるよう最善の利益を追求します。 3. 私たちは、関係機関と協働し、保護者や里親とともに家庭機能の回復にむけ継続的に支援します。また、地域の子育て支援や社会貢献に努めます。 <p>【法人の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもたちが安心して生活できる環境のもと、子どもたち一人ひとりの心に寄り添った養育に努めます。 2. 子どもたちの日々の生活や栄養管理に十分配慮し、嘱託医と密に連携をとり、子どもたち一人ひとりの健康管理に努めます。 3. 子どもたちの人権を尊重し、子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、また、不適切なかかわりをしないよう自らを律します。 4. 福祉従事者として自己研鑽に励み、サービスの質の向上や業務の改善に努めます。
---------	--

サービス内容（事業内容）		施設の主な行事																													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別対応 ・ 里親支援事業 ・ 相談事業 ・ 緊急一時保護事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雛まつり ・ お花見 ・ 子どもの日の集い ・ 遠足 ・ 宵宮 ・ 七夕 ・ ねふた祭り ・ お月見 ・ 紅葉と菊人形祭り ・ クリスマス会 ・ 年越し会 ・ お正月 ・ 節分 ・ 雪灯籠祭り ・ 遠足 ・ お誕生会 																													
<p>その他、特徴的な 取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県の委託事業であるフォスタリング事業を受託し、里親リクルートや里親トレーニングを施設が主体となって積極的に取り組んでいます。 2. 県社協のしあわせネットワーク事業へ参画し、生活困窮者への経済的援助に止まらず、施設機能を活かした居場所づくりに積極的に取り組んでいます。 3. 第三者評価の結果に基づく「経営戦略課題シート」をベースに、改善に向けた達成方法や期限を明記した5カ年の中・長期計画を策定しています。 4. 敷地内に自主財源で“一時預かりのための居所”を設置し、一時預かりや家庭復帰の宿泊訓練、また、生活困窮者の避難場所に活用を図っています。 																														
居室概要		居室以外の施設整備の概要																													
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール ・ 会議室 ・ 寝室 ・ ほふく室 ・ 食堂 ・ 調乳室 ・ 沐浴室 ・ 診察室 ・ 和室 ・ 事務室 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房装置 ・ スプリンクラー ・ 自動通報機 ・ エレベーター ・ 遊具 ・ 屋上 ・ 館内放送 ・ 酸素ボンベ ・ オゾン発生器等 																													
<p>職員の配置（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職種</th> <th style="width: 25%;">人数</th> <th style="width: 25%;">職種</th> <th style="width: 25%;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長（院長）</td> <td>常勤：1 非常勤：0</td> <td>看護師</td> <td>常勤：3 非常勤：0</td> </tr> <tr> <td>副院長</td> <td>常勤：1 非常勤：0</td> <td>保育士</td> <td>常勤：7 非常勤：1</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>常勤：1 非常勤：0</td> <td>栄養士</td> <td>常勤：1 非常勤：0</td> </tr> <tr> <td>主任・個別対応職員</td> <td>常勤：1 非常勤：0</td> <td>調理師</td> <td>常勤：3 非常勤：0</td> </tr> <tr> <td>家庭支援専門相談員</td> <td>常勤：1 非常勤：1</td> <td>嘱託医</td> <td>常勤：0 非常勤：1</td> </tr> <tr> <td>里親支援専門相談員</td> <td>常勤：1 非常勤：0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				職種	人数	職種	人数	施設長（院長）	常勤：1 非常勤：0	看護師	常勤：3 非常勤：0	副院長	常勤：1 非常勤：0	保育士	常勤：7 非常勤：1	事務員	常勤：1 非常勤：0	栄養士	常勤：1 非常勤：0	主任・個別対応職員	常勤：1 非常勤：0	調理師	常勤：3 非常勤：0	家庭支援専門相談員	常勤：1 非常勤：1	嘱託医	常勤：0 非常勤：1	里親支援専門相談員	常勤：1 非常勤：0		
職種	人数	職種	人数																												
施設長（院長）	常勤：1 非常勤：0	看護師	常勤：3 非常勤：0																												
副院長	常勤：1 非常勤：0	保育士	常勤：7 非常勤：1																												
事務員	常勤：1 非常勤：0	栄養士	常勤：1 非常勤：0																												
主任・個別対応職員	常勤：1 非常勤：0	調理師	常勤：3 非常勤：0																												
家庭支援専門相談員	常勤：1 非常勤：1	嘱託医	常勤：0 非常勤：1																												
里親支援専門相談員	常勤：1 非常勤：0																														

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

●地域の社会資源として積極的な取り組みに努めています

県のフォスタリング事業や弘前市のショートステイ事業の受託等を通して、積極的に乳児院の多機能化をめざす取り組みは、関係機関から大きな信頼を得ています。

また、県社協のしあわせネットワークに加盟し、幅広い地域ニーズに応えようとする前向きな姿勢は社会福祉施設の在り方として高く評価できるものです。

●評価結果を基に運営・経営の改善に努めています

第三者評価の結果を基に経営環境や養育・支援、組織体制等に関する現状と課題について明確にした上で「経営戦略課題シート」としてまとめ、施設向上委員会で分析と検討を重ねながら、具体的かつ効果的な改善に努めています。

●愛着関係を築くことを基本に家庭復帰をめざした支援に努めています。

グループ制と担当養育制を取り入れるなど、個別のかかわりを持つ時間を確保しながら、食育、清潔な衣類や個別玩具の提供、快適な入浴環境など家庭復帰を意識した日常生活の確保に努めています。

◎改善を求められる点

●事業計画に即した事業報告の作成を期待します

事業計画の項目に沿った事業報告に組み替えることで、現在取り組んでいる事業の実績や施設の方向性が鮮明になることで、関係機関や利用者、住民に一層の周知と理解が図られるものと思います。

●事業計画等の見直しの機会を設けることを期待します

当該年度の事業計画や中・長期計画の進捗状況について職員の意見を聞く機会を設けるなど定期的に確認し、場合によっては修正を図ることで計画の具体性が一層担保されることを期待します。

●プライバシー保護の実践が明文化されることを期待します

養育・支援の場面において十分な配慮が見られるプライバシー保護について、マニュアルの中に具体的に明示することで、施設の姿勢や実践されている取り組みが保護者や関係機関に対して一層理解されるのではないのでしょうか。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

コロナ禍での受審ということで思う様に進めることが困難ではありましたが、今回の評価結果を真摯に受け止め、更なる向上に努めたいと思います。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	〒030-0822 青森市中央3-20-30
	事業所との契約日	令和2年7月9日
	評価実施期間	令和2年11月2日／令和2年12月25日
	事業所への調査結果の報告	令和3年6月4日

(別紙)

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>全国乳児福祉協議会の指針に基づく法人の理念、基本方針が明文化され、リーフレットや事業計画・事業報告の他、ホームページ等に掲載しています。その内容は、乳児院の役割や地域における施設の方向性を読み取ることができ、ご家族や職員の拠り所となり得るものです。また、ご家族や職員への配布の他、毎月の処遇会議で読み合わせるなど、周知状況の定期的な確認がなされています。さらに、掲載の媒体によって見出しに変化を加えるなど、多くの方に伝わることをめざした周知に関する工夫が見られます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>全国乳児福祉協議会、青森県社協、青森県経営協へ加盟し、副院長が中心となって養育に限らず広く社会福祉事業全般についての情報や動向の把握に努めています。また、区域内の小学校に足繁く出向くなど、常日頃から地域の特徴や変化に伴う課題収集を心がけており、施設向上委員会を設けて情報の分析や課題整理等を行っています。しかし、重要な役割を担う施設向上委員会の委員や具体的な検討内容等が明記されておらず、関係機関やご家族等に周知されていません。</p> <p>職務分担表に委員会の構成を明記し、事業計画及び事業報告において、その役割と成果を明確にするなど、委員の自覚とモチベーションの向上を諮った上で、内容に照らして回数を増やすなどにより機能の充実に努めてはいかがでしょうか。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a

〈コメント〉

関係機関や地域団体等から収集した情報や第三者評価の結果を基に、経営環境や養育・支援、組織体制等に関する現状と課題について明確にした上で、「経営戦略課題シート」として中・長期計画の冒頭に記載しています。改善すべき課題は理事会に報告し、施設向上委員会の検討内容を全職員に回覧するなど、経営の現状や改善について組織内での情報共有が図られています。また、心理担当職員の配置など課題の改善に向けた具体的な取り組みも見られます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
〈コメント〉 平成29年度から令和3年度まで5カ年の中・長期計画を策定しています。その内容は、第三者評価の結果に基づく「経営戦略課題シート」をベースに、改善に向けた5年間の中期的な事業計画を明確にした上で、達成方法や期限を明記して当該年度の具体的な取り組みを示すという明瞭な構成になっています。また、毎年、施設向上委員会において進捗状況の確認と見直しが行われ、過年度を削除した当該年度以降の計画に作り直すなど、職員にもわかりやすい工夫がなされていますが、見直しの時期や方法、メンバーなどが明示されてはいません。 中・長期計画や事業計画の中に、見直しの時期や方法、委員会の構成メンバーなどを明記することで、施設としての中・長期のビジョンが内外にアピールされることを期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
〈コメント〉 中・長期計画に明記された課題や短期計画に沿って、運営管理、処遇、保育・看護・栄養などの部門ごとの取り組みについての事業計画が策定されています。また、事業計画の内容は単なる行動計画ではなく、支援の目的や趣旨を中心に明記されており、取り組みの意図を職員が理解しやすい内容となっています。ただ、事業報告には当該年度の実施状況や成果の記載が多く見られないことを考えると、事業の具体的な数値目標や事業名を設定するなどの工夫が必要です。 事業報告の内容が事業計画の項目や目標に沿ったものになることで、施設の取り組みや事業の効果が鮮明に伝わると思います。事業報告を意識して事業計画の構成を見直してみてもいいでしょうか。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
〈コメント〉 当該年度における事業実施状況について職員による評価を行い、2月中をめどに次年度の計画が部門ごとに提出され、まとめたものが3月の理事会に諮られます。事業計画は5月の評議員会終了後、全職員へ配布の上で職員会議で周知がなされています。日常の支援に関する些細な“気づき”をメモして通路に貼り出し、一月ごとにまとめて記録するなど職員の意見が反映される仕組みがありますが、年度途中の計画の見直しや、策定のプロセスが明文化されてはいません。 事業計画の進捗状況を組織として検証する機会を設けるとともに、日々の気づきや職員の意見の集約から事業計画の策定、職員周知に至る時期や手順、関わる職員など一連のプロセスを明文化することで、今以上に職員の理解が深まることを期待します。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a

＜コメント＞

施設の性格上、保護者会等は組織されていないものの子どもの状況確認のために頻繁に来所する保護者も多くいます。保護者に対しては、年度当初に事業計画を配布するほか、毎月の養育計画の説明や広報の配布、また、その他来所の度に必要な部分を随時説明しています。事業計画を要約した“概要”を作成して保護者へ配布するなど、理解を促すための工夫も見られます。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>全国乳児福祉協議会のチェックシートを用いて、全職員が自身の養育・支援について確認し、里親支援専門員が中心となって評価を行っています。また、自己評価については職員個人が6月に実施したものを7月に3つのグループ毎にまとめ、8月の施設向上委員会で評価・分析するという手順が定着し、養育・支援の向上のための組織的な取り組みが行われています。今回で3回を数える第三者評価の受審についても、その結果に基づいた改善策を講じるなど、PDCAに基づく体制が十分に機能しています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>平成28年に作成された5か年の“中・長期計画”には、第三者評価の結果に示された施設の現状と課題が整理され、課題の解決に向けた中期計画及び具体的な改善策を示した短期計画が示されています。評価結果については施設向上委員会で分析・改善策を検討した上で全職員にフィードバックされており、職員間での課題共有と職員参画のもとで改善計画を策定する仕組みが整備されていますが、年度途中での見直しが行われていません。</p> <p>中・長期計画の進捗状況について、定期的に職員の意見を聞く機会や検討する機会を設けることで、今以上に職員が施設の運営に関わっている意識や自覚が向上するのではないのでしょうか。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>市立の本施設を助産院であった同施設が引き受けた経緯もあって、助産師の資格を有する院長は事業に対する思い入れがあり、想いや理想が施設の理念や基本方針に影響しています。年度当初の広報に施設運営の方針や取り組みに関する自らの考えを掲載、職務分担表や中・長期計画、各種マニュアル等の中に院長の役割と責任が明記されているほか、院長不在時における権限の委譲についても明確にされています。また、処遇会議や職員会議に出席するなど職員への理解を促すため、積極的に取り組んでいます。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は東北ブロックをはじめとする院外の会議や研修会への積極的な参加をとおして、経営や環境など幅広い分野についてのコンプライアンスについての理解を深め、行政関係者や取引業者との適切な関係保持に努めています。関係機関や団体からの情報については、副院長が窓口となって収集、必要に応じて職員会議等を通して職員に周知を図るなど法令遵守を徹底するための組織としての積極的な取り組みが見られます。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>院長は全国的な会議や研修会に自ら出席し、毎月の処遇会議をはじめ主要な会議に積極的に参画するなど、養育・支援の質の向上に意欲を持って取り組んでいます。その上で、養育・支援の内容について日常支援における“気づき”の集約や全職員及び部屋ごとのグループによる自己評価をもとにして、施設向上委員会が最終的な評価と分析を行うという体制を構築するなど、職員の意見を反映するための具体的な取り組みが見られます。また、職員に対して積極的な研修参加を促すなど、施設運営の随所に指導力を発揮しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>副院長が中心となって、人事・労務・財務等に関する現状を把握し、施設向上委員会において分析と課題整理が行われ、中・長期計画や事業計画に反映される仕組みが施設内に構築されています。また、年に2回の職員面接をとおして職場環境の改善に向けた意見や提言を吸い上げる機会を設けるなど職場環境の改善に努めています。また、県の委託事業であるフォスタリング事業の実施や、県社協のしあわせネットワーク事業への参画など、積極的に新たな事業に取り組むなど施設機能の有効活用を視野に入れた運営を実践しています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画の中で、積極的な研修参加をとおして職員の資質向上を図ることや人材育成の指針に基づいてスキル向上に努めることなど施設の方針を明確にしています。その上で、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、栄養士、個別対応職員など職種ごとの役割や業務のほか、スキルアップの具体的な取り組みなどが明確に示されています。また、新たに「心理担当職員」を配置するなど、法人の目的達成に向けた具体的な取り組みも見られますが、諸々の人材計画が事業計画に包含されて取り組みが見えづらい部分があります。</p> <p>事業計画中の至る所に見受けられる人材育成に関する「方針」や「育成方法」、専門職員等の「役割・業務」等について抜き出し、「人材育成・人材確保計画」として現すことで、めざす学生や関係機関へ今以上の周知が図られ、施設にとって大きな効果となるのではないのでしょうか。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a

<p><コメント></p> <p>事業計画の中の運営管理、処遇、部門ごとの年間計画等の要所で示されている職員対応や職員教育、関係機関等との連携方法などは、法人の理念や基本方針達成に向けて期待する職員像といえます。人事考課規程に基づいて年に1～2回の人事考課を実施し、結果を職員にフィードバックした上で昇進、昇給、賞与等に反映される仕組みが整備されています。また、行政の給与表をベースに県内の同事業所の水準と比較しながら、独自の支給基準を設けるなど適正な処遇確保のための取り組みが見られます。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント></p> <p>一年に2回の定期的な面接をとおして、就業状況や心身の健康状態、研修参加希望等に関する職員の意向を把握することに努めています。また、有給休暇の取得率は80パーセントに上り、エプロンの支給やインフルエンザ予防接種の実施など、職員の希望や意向に沿った総合的な福利厚生に取り組んでいます。しかし、把握した意向や問題について職員参画の下で分析・検討する体制や機会が明確に示されてはいません。また、セクシャルハラスメント防止要項が定められていますが、その他のハラスメントに関する対応が見られません。</p> <p>労働環境や心身の状況について客観的な状況確認に資する目的で、有給休暇の取得状況や時間外労働をデータ化、実施の義務はないもののストレスチェックなどを行ったうえで、安全衛生委員会等の設置により職員参画の下に分析する機会を設けてはいかがでしょうか。また、昨今の労働環境の問題に鑑みて、各種ハラスメントの規程を整備することで、職員の安心感を高めることを期待します。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の中の要所において、法人の理念や基本方針達成に向けて期待する職員像が明確にされ、個々の職員の目標設定の指針になっています。施設独自の様式に基づいて年度当初に個々の職員の目標が設定され、年度途中に行われる面接において進捗状況の確認や副院長によるアドバイスがなされ、年度末の面接時に達成度が確認・評価されるというシステムが構築されており、職員一人ひとりの目標管理が適切に行われています。</p>		
18	<p>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の中の要所において、法人の理念や基本方針達成に向けて期待する職員像が明確にされているほか、養育・支援の内容を考慮した専門技術や専門資格が明示されています。職員の教育・研修体制については、全国乳児福祉協議会が作成した「乳児院の研修体系」に基づいたカリキュラムを採用しており、内部研修の実施や外部研修への職員派遣が積極的に実践されています。</p>		
19	<p>II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a

<p><コメント></p> <p>個々の職員の研修履歴が整備され、職員面接や研修案内のたびに募集される参加希望に沿って、積極的な外部研修への派遣が行われ、復命書の提出や内部研修によって内容が周知されています。また、全国乳児福祉協議会の指針に沿った研修体系を採用し、階層別、職種別などを勘案した上で、個別の職員の経験や技術に配慮した研修機会が確保されるなど、個別のOJTが適切に行われています。また、内部研修については、主に専門職がそれぞれの立場で考えるなど、専門性や組織力の向上を目指したスーパービジョンの体制が整っています。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>事業計画に保育士養成を目的とした実習受け入れについての基本姿勢が明記され、弘前市内の大学、短大、専門学校から年間20名ほどの受け入れ実績があります。受け入れにあたっては、実習生受け入れマニュアルを整備し、副院長が窓口となって講義中心の基本的なプログラムに沿って行われています。また、受け入れにあたっての研修参加や職員会議等での受け入れ意義の確認なども行われていますが、保育士以外の福祉、教育、児童指導員等の分野における幅広いニーズに対する受け入れについて想定されていません。</p> <p>現代の複雑な社会情勢の中で、福祉施設が地域に果たす社会資源としての役割や責任に鑑みて、教育、児童指導員等幅広い分野に関する実習受け入れを想定した受け入れマニュアルを整備することで、一層評価が高まることを期待します。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>独自のホームページを開設するとともに、パンフレット及び広報の発行、院内に事業計画他事業報告の設置を通して、法人の理念、基本方針、養育・支援の内容、事業計画など施設の詳細にわたる情報を公開しています。苦情解決については苦情処理規定を設けて、嘱託医及び町内会関係者を第三者委員に委嘱、院長を苦情解決責任者、3名の苦情受付担当者を配置しています。苦情及び施設へのさまざまな意見が寄せられることをめざして、ご家族や関係者等に対する一層のアプローチが図られることを期待します。</p> <p>苦情や意見があった場合の解決に至るまでの手順に解決責任者、担当者等の名前を明記し、今以上に職員及び関係者への周知が図られることで、幅広い意見が寄せられることを期待します。苦情及び施設へのさまざまな意見が寄せられることをめざして、ご家族や関係者等に対する一層のアプローチが図られることを期待します。</p>		
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	b

〈コメント〉

施設の運営に関わる事務、経理、取引等の職務分掌や権限、責任等は規程等で明確にされており、職員に周知されています。また、監事による法人監査はもちろんのこと、公認会計士による経理・財務等の監査を3年に1度実施、随時会計指導を仰ぐ関係性を確保しながら結果に基づく経営改善を行うなど適正な経営に対する取り組みが行われています。しかし、内部監査についての決まりや具体的な取り組みは見られませんでした。

社会福祉法人の透明性の確保が求められる昨今の情勢や、多くの法人が抱える“役割を固定せざるを得ない経理部門”の課題を補う意味でも、内部監査の体制を整備し実践することで、現状の取り組みが今以上に充実することを期待します。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>町内の胸肩神社宵宮、ねぶた祭りなどの地域行事に参加しているほか、大型ショッピングセンターへのお出かけや小学校の運動会見学などの社会体験をとおして子どもの活動範囲を広げる取組を積極的に行っています。また、近所の散歩や日常の外出機会の中で、住民への声かけを大切にし、地域との繋がりやコミュニケーションを常に心がけています。また、退園した児童や近隣の小学生の訪問、人形劇や母親カフェなど施設に住民が訪れる機会を積極的に設けるなど、地域に対して広く門戸を開放しています。しかし、基本的な考え方や方針の明記はありません。</p> <p>地域との交流を広げるための実践は十分行われています。関係機関やご家族、地域住民に対して取組みをPRする意味においても、事業計画の中で、施設としての基本的な考え方や方針について明記してはいかがでしょうか。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>養育・支援の内容の充実に加えて、地域に開かれた施設運営をめざす事業計画の随所に、地域との関わりや交流について積極的に取り組む姿勢が感じられます。ボランティア受け入れマニュアルがあり、院内においても実習担当者が中心となって研修会を開催するなど職員周知の元に学生、里親、自衛隊隊員など定期的に施設を訪れるなど、受け入れ実績があります。しかし、「ボランティアの受け入れ」という項目が、事業計画や役割分担の中に見当たりません。</p> <p>実践しているボランティア受け入れについて、見出しを付して事業計画に記載したり、受け入れ担当職員や窓口について役割分担や職掌で明確にすることで、関係者への周知が図られることを期待します。また、受け入れの問い合わせがあった時点から、活動終了までに関わる職員の動きや受付表の添付などにより、施設としての体制が充実するのではないのでしょうか。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもにとってより良い支援をめざして、県内の各相談所、児童相談所などの行政関係機関をはじめ、設置地区の小学校や専門学校などとの連絡をとり、地域の現状や施設の取り組みについて情報共有を図りながら、連携強化に努めていることが、記録としてまとめられています。また、民生委員をはじめ地域団体との連携や県しあわせネットワークの加盟など、自ら社会資源としての役割を果たすべく積極的に取り組んでいます。職員間で共有している、社会資源リストの充実を期待します。</p> <p>関係機関や団体はもとより、民生委員やボランティアなど、子どもの養育・支援のために想定しうるあらゆる団体の連絡先や特性などを網羅した社会資源リストを充実させることで、今以上の職員意識の向上と体制整備が図られることを期待します。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>県内の各児童相談所、県子どもみらい課及び市子ども家庭課など関係機関との情報共有をはじめ、隣接する2つの小学校や福祉専門学校への頻繁な訪問や母親カフェの定期的な開設等をおして地域の生活課題や福祉ニーズを把握することに積極的に取り組んでいます。また、子ども食堂ネットワーク会議への出席や青森県しあわせネットワークへの加盟をおして幅広い福祉ニーズの把握に努めるなど、地域の社会資源としての役割を果たす為に常にアンテナを張る姿勢は高く評価できます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>関係機関や団体との情報交換や連携から把握した地域の福祉ニーズをもとに、加盟する青森県しあわせネットワークの中で、生活困窮世帯の日常生活自立に向けた経済的援助や、デイサービス事業所であった施設の1階部分を活用して“居場所”確保に取り組むなど地域における福祉ニーズの受け皿としての活動を積極的に展開しています。また、防災のための備蓄や避難場所、子ども110番など、施設の機能を住民に還元するために日々取り組む姿勢や実践は他の模範となるものです。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

<p><コメント></p> <p>事業計画やホームページ・パンフレットなどに子供を尊重した養育支援のための理念や基本方針を明確にし、職員へは副院長より説明をするとともに、処遇会議での読み合わせや職員会議等で具体的な言葉でアドバイスするなど共通認識できるように取り組んでいます。不適切な対応については、チェックリストを活用したり、職員全員でお互いに改善できるように声を掛け合い取り組んでいます。子供に対する基本姿勢が、自立支援計画に反映されており、処遇会議やケース会議等で話し合わせ、実践されています。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>排泄の場面や実習生等の入浴介助の場面など養育マニュアルの中でプライバシーに配慮する旨の記述がみられ、排泄、着替え、おむつ交換の場面において必要に応じて観察室の空間を利用するなど、日常的な養育・支援においてプライバシーに配慮した実践がなされています。また、保護者に対する細かな生活習慣の説明の中でプライバシーの保護について説明していますが、排泄や入浴時以外のマニュアルや標準的実施方法等に記述がありません。</p> <p>施設がめざす養育支援の姿勢や、日々の関わりの中で実践されているプライバシーに十分配慮した養育・支援を言葉にし、マニュアルにプライバシーへの配慮として記載することで、入院時だけでなく、外泊や外出持などプライバシー保護や子供の権利擁護について繰り返し説明するための資料として活用できるのではないのでしょうか。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ、パンフレットなど広く情報提供しています。入院者には児童相談所と連携のうえで見学の希望に対応し、施設での生活がイメージできるように取り組んでいます。また、会議室を利用して家庭支援専門相談員等が個別に相談をうけ、写真付きのパンフレットや広報誌を用いて施設の理念や基本方針、一日の流れについて説明するなど保護者等が安心できるように努めています。理解が難しい保護者等にはひらがなのルビをふった用紙を利用し、できるだけわかりやすい言葉で伝えるなどの工夫もみられ、見学に来れない保護者にはお電話での対応を行うなどの配慮もみられます。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b

<p><コメント></p> <p>乳児院という性質から児童相談所との連携により、双方から養育・支援の開始等に関する説明は丁寧に行われて、その際保護者等の意向の把握もされています。入院時には、家庭支援専門相談員により入院念書や個人情報に関する承諾が詳細に確認されています。またどの職員でも対応可能なように入院時対応チェックリストにより必要な情報を把握できるように取り組まれています。</p> <p>入所時に確認する対応マニュアルが整備されていますが、保護者等への対応方法や説明方法なども整備することを期待します。</p> <p>保護者等への対応や説明方法等については、実際にわかりやすく説明されていますが、意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化されているとは言い難い状況です。対応マニュアルの中に、保護者等への対応方法や説明方法の明記されることを期待します。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携し、家庭への移行時については「育てのノート」を活用して次の養育者への引継ぎを行っています。退所や措置変更にあたっては、連絡票を交付する際にアフターケアに関する記載があり、家庭支援専門相談員が担当者となることを説明をし、実際にアフターケアとして家庭訪問等を実施しています。措置変更先の施設や里親への支援にも配慮されており、里親支援専門相談員を中心に次の養育者移行に向けて段階的な試行期間を設けています。</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業として未委託里親研修を実施したり、里親クリエーターを中心に県庁の番組内やイベントなどで里親のPRに取り組むなど新規里親の開拓にも取り組んでいます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入院時より、2週間の観察期間を経て、処遇計画の中にそれぞれの月齢に合わせた目標を掲げています。個々の配慮すべき対応を踏まえ、担当養育制を基本として個別対応職員を配置するなど、きめ細かなケアができるような仕組みを作っています。</p> <p>日々の関わりの中で、子どもの様子を通して子どもの最善の利益を追求できるように努め、自立支援計画やアセスメントを繰り返すことにより成長段階における満足を把握する仕組みになっています。また、処遇会議等で子どものケアに関する状況把握や分析・検討を行っています。保護者等に説明やアンケートをとおして、一緒に養育できるように努めています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	b

<p><コメント></p> <p>苦情処理規程が整備され、苦情解決責任者、受付責任者、第三者委員の役割が明確になっています。苦情があった場合の解決に至るまでの手順があり解決結果の公表についても明記されています。第三者委員は嘱託医も兼務しており、回診時に、子供の様子を見ながら対応している点は安心できます。入院時にも苦情を申し出できる旨を説明して複数の窓口があることを文書にて配布し、意見箱も設置しています。保護者等に無記名で毎年アンケート調査を実施するなどの基本的な取組は行われていますが、特に苦情等の申し出にはいたっていない状況です。</p> <p>保護者等より、苦情に至らない相談・意見・要望があった際にも、個人のプライバシーに配慮しつつ、他の保護者等に要望や対応結果を公表していくことにより、意見等を述べやすい体制を発信することができると思います</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入院当初から、同じ職員が関わっていくことにより信頼関係を築けるように努めています。保護者等へケアについての説明をする際や、必要に応じて会議室や1階のホールを活用して個別の空間で話しやすい雰囲気を作り、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員対応により聞き取りが行える体制になっています。</p> <p>保護者等は色々な状況の悩みを抱えており、自ら相談や意見を発信しづらい方もおられることから、乳児院側からの積極的なアプローチを期待します。</p> <p>保護者等は色々な状況の悩みを抱えており、自ら相談や意見を発信しづらい方もおられることから、乳児院側からの積極的なアプローチが必要な場面も想定されると思います。例えば、相談窓口対応者や子供の担当者を写真付きで提示し、身近に相談できる相手として信頼関係が持てるような取り組みなど、子どものケアはもちろんですが、保護者等のケアにつながるような積極的な対応を期待します。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>職員は、保護者等が相談や意見を言いやすいように来院時には常に声がけして気にかけるように取り組んでいます。保護者等からの意見や要望に対して、迅速に対応するよう取り組まれています。職員が保護者等から把握した意見等に関して、どのように対応するかどうかの手順書などのマニュアルの整備があると良いと思われます。児童相談所との連携に関しても、どの職員がかかわっても対応が統一できるように、組織的に取り組むことを期待します。</p> <p>保護者から相談などあった場合、その場で答えられないような内容や時間がかかるような状況は想定していないようですが、保護者等の意見を傾聴する基本姿勢や困難ケースなども想定し、どの職員が対応しても一定水準の対応ができるように対応マニュアル等を整備することを期待します。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a

<コメント>

ヒヤリハット・アクシデントなどは気がついた時にメモに残し、職員が共通認識できるような日々の取り組みが見られます。リスクマネジメント実施要綱が整備され、リスクマネージャーを中心にリスクマネジメント委員会にて、アクシデントメモ集計やヒヤリハットメモ集計をし、内容分析や具体的な改善方法まで検証しています。インシデントレポートには、発生状況や発生理由の検証が行われ具体的な対策を講じています。

服薬管理手順マニュアルや「事故」定義及び発生後の対応マニュアル等各種マニュアルが整備され、リスクを未然に防ぐための取り組みが継続されています。乳幼児突然死症候群の予防の為、ベビーセンサーを活用し、睡眠時の状況を確認できるように取り組まれています。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
----	--

a

<コメント>

感染症予防マニュアル及び「事故」定義及び発生後の対応マニュアルの中で、感染症についての予防や発生時の対応などを明確にし、リスクマネジメント委員会を中心に検証を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の勉強会を開催したり、オゾン発生機を導入し除菌に取り組むなど、社会情勢に即した対応も見られます。感染症発生時には、主治医及び児童相談所と連携し速やかに対応しています。

各種感染症マニュアルについては、委員会を中心に定期的に見直しが行われています。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
----	--

a

<コメント>

非常災害対策計画（避難確保計画）が詳細に作成されており、立地条件における災害想定も行われています。子どもの安全確保後の事業継続計画や緊急時の職員連絡リストも整備されているほか、自営消防組織の編成の中で担当と任務が明らかにされており、定期的な見直しが図られています。「事故」定義及び発生後の対応マニュアルや「災害」発生時の対応マニュアルの中で、浸水予防の為に土嚢購入や近隣の方へ災害時の協力要請がスムーズに運ぶ体制が整備され、2日間の食料品等の備蓄を整備するなど、災害時の安全確保の取り組みに努めています。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

第三者評価結果

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。
----	---

b

<コメント>

養育・支援についての標準的な実施方法は、排泄や入浴、ミルク・離乳食等各種マニュアルとして整備されています。毎年それぞれの分野の専門職によるマニュアルの見直しや勉強会も実施され、日々の養育・支援の方法に反映される仕組みが整っています。また、詳細な病院別の通院介助マニュアルがあり、全ての職員が対応できるような内容となっているほか、処遇会議等で個々の養育について随時検討されるなど標準的な実施方法に基づいた柔軟な対応が図られています。

一部のマニュアルにプライバシー保護に関する記載が必要と思われるものが散見されます

養育・支援の場面において、プライバシーや子どもの権利擁護等の視点が重要となるものは多くあります。日々の取り組みとしてはできていると思いますので、マニュアルの中にも記載していくことで、取り組みの徹底が一層図られることを期待します。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法についての見直し時期は毎年2月頃に施設向上委員会を中心に検討しています。実際に見直しが行われた変更点などを掲示し、全職員が確認・話し合う機会を経て4月からスタートできる仕組みとなっております。</p> <p>定期的な見直しのほか、外部研修や各種関係機関からの情報を共有し、迅速に検証及び見直しができるように取り組まれています。標準的な実施方法に変更が生じた場合は、自立支援計画の内容に反映されるように努めています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所の援助方針や保護者等の意向を踏まえ、子どもの発達や自立に向けた支援が行えるように、担当職員や家庭支援専門相談員が中心となり、個別対応職員・心理療法担当職員・医師等各種関係機関の参加により自立支援計画の策定を行っています。個々の生育歴や複雑な背景を踏まえ、アセスメント、計画策定、計画実施、確認・評価・見直しなどについてケース会議等で話し合われています。アセスメントでは、発達の姿の課題や心の発達面においても課題を明確にし、適切な関わりにつなげています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画のマニュアルには、自立支援計画策定上の留意点や見直し時期（一歳までは毎月、1歳以降は3か月ごとに見直し）、保護者の意向把握を得る手順などが定められています。また、自立支援計画を緊急に変更する場合の対応など、児童相談所の援助指針の変更点を把握し、連携して自立支援計画の変更を行っています。また、養育担当者や家庭支援専門相談員等により、子どもの具体的なニーズや課題を明確にし、長期目標や短期目標を設定し、ケース会議等で検討されています。保護者からの意向や意見を把握し、意向の変化があった際は、児童相談所の担当者とも連携がとれる仕組みになっています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの生活状況や食事・排泄・健康状態など、職員が毎日記録できるような一覧表になっています。自立支援計画についても、職員が一目で把握できる様式のもとに実施・記録が行われ、職員が共通認識できるように努めています。</p> <p>記録内容に差異が生じないようにマニュアル化され、主任・家庭支援専門相談員等が適切に記録されているか確認しています。子ども一人ひとりのケース記録があり、アセスメント表や自立支援計画等を統一した様式によってきめ細かく記載されています。保育兼看護引継ぎ簿が毎日記録されており、経過記録が一目でわかる仕組みとなっています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

＜コメント＞

個人情報保護法規程を定めています。職員の個人情報の取り扱いについては、入社時に誓約書を提出してもらい、在職中に得た個人情報を漏洩しない旨誓約書にて取り交わしています。また、必要な場所には施錠管理されており、第三者に漏洩できないような安全措置を施しています。職員はスマートフォンの持ち込み禁止と使用場所の特定などの漏洩防止を徹底し、インターネットセキュリティについてもダブルロックにて対応しています。保護者に対しては、あらかじめ個人情報使用の同意の時に説明をしています。

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
＜コメント＞ 乳児院倫理綱領や子どもの権利条約についてのマニュアルが整備され、内部研修で取り上げるなど職員理解に取り組んでいます。また、職員会議や処遇会議では、理念や基本方針の読み上げを行い、子どもの権利が守られているか検討する機会を設けるなど組織としての体制を整え、職員一人ひとりには『より適切なかかわりをするためのチェックポイント』を活用し、日々の関わりがより適切なものになるように常に意識するなど継続的かつ徹底した権利侵害防止と早期発見に努めています。		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
＜コメント＞ リスクマネジメント委員会にて、『より適切なかかわりをするためのチェックポイント』を活用し、不適切な関わりを未然に防ぐ取り組みを確認しています。不適切なかかわり防止の視点から、個別対応職員や養育担当者を配置、被措置児童等虐待対応マニュアルの中に具体的な事例や不適切なかかわりがあった場合の対応方法も明確にされています。また、職員会議等で気になる具体的な事例をあげ、より適切な対応になるための対応について意見を出し合うなど、子どもの目線に立ったケアに努めています。		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
＜コメント＞ 乳児院が子どもとの愛着関係を育てるという理念のもとに、子どもの入所から退所まで担当養育制を取り入れて、個別のかかわりを持つ時間を確保するようにしています。入所してからは特に養育者との愛着関係を築けるように、抱っこなど身体のふれあいに多くの時間を費やし、安心できるまで寄り添うケアを実践しています。また、里親さんとの関係においては、個別の面会時間や外出と外泊の機会を徐々に増やして注意深く観察し、病院受診の付き添いも看護と一対一の対応で安心できるかかわりを大切にするなど、愛着関係を築くことに努めています。		
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a

<p><コメント></p> <p>小規模グループケアにより、家庭的な雰囲気を感じられます。さまざまな場面に応じて、過ごせる空間が選択できることも利点の一つだと思います。子供たちは自分の食器や衣類・戸棚など他児との個別化が図られるなど一般の家庭と同じ環境を整えることにより、乳児院から保護者等への移行がスムーズにできるように随所で配慮がなされています。また、散歩や外遊び・買い物等の際には、担当養育者とマンツーマンでふれあえるような配慮や、子どもの安全確保など豊かな生活を送るための環境整備に努めています。</p>		
A⑤	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
<p><コメント></p> <p>小規模グループ制を取り入れており、人員配置が手厚くなっているため、一人ひとりの子供の様子が目が行き届きやすい環境が整っています。養育者はそれまでの家庭環境等の状況を踏まえ、穏やかに笑顔で話しかけるなど、子どもの個性にあわせて対応しています。また、わかりやすい言葉や表現を工夫してゆっくり耳を傾ける姿勢がみられるなど、月齢による発達特性をはもちろんですが、個々の発達状況に応じて子どもに向き合うという意識が十分にみとれます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑥	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>授乳マニュアル、ミルク・離乳食について、自律哺乳の目安（進め方）について等、各種マニュアルが整備されています。授乳について、栄養士や嘱託医と相談し、適切な量や時間の工夫を行っています。特に配慮が必要な未熟児やアレルギーがある子どもについては嘱託医の指導のもと個別の対応を行っています。変更点などは職員会議や処遇会議で栄養士より各職員に伝達され共通理解に努めています。養育者は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、呼吸を合わせながらゆったりと対応しています。</p>		
A⑦	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況を踏まえ、離乳食を開始するタイミング、食材や味の工夫に努めています。離乳食の進め方・食育についてのマニュアルが整備されており、栄養士を中心に処遇会議等で検討しながら取り組んでいます。栄養士や調理担当職員も実際に食事の場面に関わってもらい、嚥下や咀嚼の状況などを観察し調理方法の工夫につなげ、栄養士は必要に応じて保護者等へのアドバイスを行うなど離乳食を進めるにあたっての安全と安心の確保につなげています。</p>		
A⑧	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事をする為の環境を整えたり、食事前の手洗いでの声がけなどをおして食事が楽しみになる雰囲気が感じられます。子どもに合わせてテーブルや椅子の高さが調整され、食事を目でながめ、においを感じ、食器やスプーンを手に取りながら他児と一緒に食事を楽しんでいます。朝ごはんの際は、お部屋でみそ汁を注ぎご飯をよそうなど家庭の温かみを感じられる工夫がされ、栄養士や調理担当者も食事の場面にかかわって子どもの嗜好や調理方法の参考にするなど工夫が見られます。</p>		
A⑨	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a

<p><コメント></p> <p>栄養士により栄養のバランスや季節を感じさせる献立が考えられています。個々の食事量や食事の際の状況などを記録し、嗜好等の把握に努めています。</p> <p>プランターで栽培したミニトマトやさやえんどう等、自分たちで収穫した野菜を食べたり、月齢に応じ、調理体験や行事食などを通し、楽しみながら食育の取り組みを積極的に行っています。給食や食育等に関する院外研修に参加し、適切な栄養管理に生かしています。アレルギーへの対応も嘱託医の指示を仰ぎながら適切に対応されています。</p>		
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p>		
A⑩	<p>A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>衣類の洗濯や収納についてのマニュアルが整備されています。子ども一人ひとりに用意された衣類が個人別に収納され、衣類係により、季節ごとの衣類をリネン庫へ入れ替えするなど、適切に管理されています。戸外から来たら着替えをするようにし、清潔に保たれています。子どもの好みで衣類を選んだり、また、同じ衣類ばかりにならないように職員は子どもの気持ちに寄り添いながら一緒に対応しています。室内は温度・湿度の管理がされ、気温に適した衣類調整が行き届いています。</p>		
A⑪	<p>A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント></p> <p>日に4回温度・湿度を確認し加湿器利用やオゾン発生機による除菌に努めています。睡眠時は照明やカーテンで明るさを調節したり、静かな音楽を流したり眠りやすい環境に配慮しています。</p> <p>養育者は一緒に添い寝をし、安心と心地よい眠りになるように配慮されているほか、養育者による目視での安全確認とベビーセンサーの活用により、睡眠時の状況を確認できるように取り組んでいます。また、自分専用の寝具があり、定期的な消毒等により清潔感を保つなど快適な睡眠確保に努めています。</p>		
A⑫	<p>A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入浴マニュアルが整備されています。養育者は入浴時に配慮すべき事項を理解し、毎日入浴・沐浴を行っています。養育者と一緒に一対一で入浴し、月齢によっては遊びを取り入れながらスキンシップを大切に、ゆったりと入浴できるように取り組まれています。入浴の環境も清潔に保たれており、お風呂が楽しみになるように支援されています。</p>		
A⑬	<p>A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>排泄やおむつ交換マニュアルを整備し、おむつ交換の際はプライバシーに配慮しながら観察室で対応しています。トイレトレーニングでは「できたねシール」を貼るなど、楽しくトイレトレーニングできるような工夫をしたり、うまくできた所をほめるなどコミュニケーションを大切にしながら関わりをもっています。発達段階に応じて、養育者と一緒にトイレについてくる場合は、一緒に入るなどトイレでの排泄に興味をもてるようにしています。</p>		

A14	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>安田式遊具を取り入れています。様々な遊具を取り揃えて、月齢にあわせた遊具選択による遊びができるような工夫が見られます。また、戸外へ出かける際は、公園で遊んだり散歩したりと自然にふれあえる機会を多く設けるように努めています。遊具は整理整頓され、必要なものが取り出しやすくなっており、遊具に頼る遊びだけでなく、養育者や他児とのふれあいながらの遊びも工夫するなど楽しく遊べる環境づくりに配慮しています。</p>		
A-2-(4) 健康		
A15	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの健康状態については、施設独自の様式を用いて日々の症状の変化が一月単位で一目で確認・把握できるよう工夫がなされています。また、職員による毎月の身体測定やSIDSやアレルギーの出現確認など看護師が中心となって個々の健康状態が把握され、予防接種の適切な時期の接種や異常時の早期発見と速やかな対応を図るなど健康管理が行われています。嘱託医による毎月2回の検診実施のほか、医療機関のリストを作成し、かかりつけ医の小児科をはじめ国立病院、大学病院などさまざまな症状に対応できるよう、可能な限りの医療機関との連携を図ることができるよう努めています。</p>		
A16	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
<p><コメント></p> <p>日常の保育における子どもの健康状態や気づき、服薬等についてはクラス間にメモを張り付けることで、常に職員間の情報共有が図れるよう工夫がなされています。その上で、服薬状況や健康状態の変化については個別の一覧表に記録され、緊急時に至る健康状態の推移や対応が一目で確認できるような配慮がなされています。また、施設内の健康管理に支障をきたすことがないよう様式は適宜改善するなど、十分な対応策を講じています。また、夜間等においても施設長中心に、常に医療機関と連携が図れるよう体制が整っています。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		
A17	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b

<コメント>

児童相談所の助言をもとに家庭支援専門相談員が中心となって、愛着障害をはじめ心理的支援を必要とする子どもや保護者の状況を把握し、対応について自立支援計画の中で具体的に明示した上で実践しています。しかし、今年度、新たに配置した心理職員を中心に個別対応職員との協働による内部研修会の実施といった支援体制の構築が半ばであることから、今後の実践に期待します。

次年度の事業計画及び職務分担表の中で心理職員の果たす役割や効果を明示し、支援計画作成や日常の支援における具体的な関わり、内部研修の計画及び実施などの実践により、配置された心理職員の効果が引き出され、施設の充実が一層図られることを期待します。

A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

A18

A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

<コメント>

支援専門相談員を配置して児童相談所との連携・協議のうえで、保護者との信頼関係の構築に努めています。具体的には、保護者による面会が比較的頻繁に行われていることから、面会時における沐浴指導や離乳食の指導等を通して保護者の養育意欲の向上を図ることに努めています。また、広報誌の発行や定期的に日常の様子を伝えながら共に成長を喜びあう雰囲気を大切にするなど、協働養育者の視点に立ってその務めを果たしています。定期的な保護者面接機会の設定やカウンセリング機能の充実が望まれます。

より深い信頼関係を構築するため、保護者のさまざまな不安解消に向けて、より専門的なカウンセリング機能を充実させるためのスキル向上をめざして、職員研修会や専門家の助言を仰いではいかがでしょうか。

A19

A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

<コメント>

事業計画の中の家庭支援専門相談員及び個別対応職員の役割として、早期家庭復帰に向けた退所後のフォローや良好な親子関係再構築に向けての支援充実が明示され、児童相談所との連携のもとに積極的な支援に努めています。また、児童相談所との十分な調整を図った上で、面会、外出、一時帰宅などを設定して保護者の養育意欲が向上を促すとともに、実施後の乳幼児の様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの早期発見に努めています。落ち着いた雰囲気の一階部分を活用した相談対応や、自主財源で復帰に向けた宿泊訓練等を設置するなど積極的な取り組みは高く評価できます。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A20

A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

a

<コメント>

退所後における保護者の相談について、基本的には家庭支援専門相談員と副院長が主となって対応することとなっており、養育担当者が作成する退所時連絡票の中に明確にされています。退所後のさまざまなニーズを受け止めるために相談窓口を固定せず、全ての職員が対応できることを保護者に周知するなど柔軟な対応に努めています。また、児童相談所の指導や連携を図りながら共に家庭訪問を実施するほか、施設としての情報を元に児童相談所の許可を得て単独で家庭訪問するなど、退院後の安定した生活に向けた積極的な取り組みを行っています。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A21

A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。

a

<コメント>

施設として里親支援専門相談員と里親リクルーターを配置し、積極的な里親支援と里親の開拓に取り組んでいます。特に、これまで里親支援機関として早くから取り組んできた実績を元に、令和元年度から県のフォスターリング事業を受託し、里親リクルートや里親トレーニングなど一貫した体制で継続的な里親支援に努め、また、市との委託契約によりショートステイ事業を実施するなど、関係機関との連携の元に、地域における里親の総合的な相談窓口としての機能を果たそうとする姿勢は、他の範となる取り組みとして高く評価できるものです。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A22

A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

<コメント>

一時保護を受けるにあたってのマニュアルを整備し、児童相談所との連携の下で十分なアセスメントに基づく支援が行われています。一時保護に関しては、その年によって受け入れ数や受け入れ期間も異なるものの、そこに至る複雑な背景や養育環境などのさまざまな理由を十分に考慮し、施設向上委員会で記録方法を検討するなどの対策を講じています。また、感染症やアレルギー等の観察と配慮も十分に行った上で必要な機関との連携に努めていることが、一時保護の記録から確認することができます。

A23

A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

<コメント>

一時保護を受けるにあたってのマニュアルを整備し、児童相談所との連携の下で十分なアセスメントに基づく支援が行われています。緊急一時保護に関しては、虐待に起因するものが多いことやその情報がほとんど無い場合があることなどを考慮し、通常とは異なる様式を用いた健康観察期間の細かな記録作成や医療機関との十分な連携を図っているなど、子どもの生命を守ることを第一に考えたアセスメントが実施されていることが記録から確認することができます。